

品川区ジェンダー平等の推進に関する検討委員会の設置について

区では、男女共同参画社会の実現を図るため、時代に即したさまざまな施策を推進してきた。これまでの取組みにより、男女共同参画は前進してきているものの、今なお性別に起因する人権侵害、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会的慣行が存在するなど、多くの課題が残されている。

そのため、区では、性別等にかかわらず、個人が尊重され、区民一人ひとりがそれぞれの意思・能力を発揮して、あらゆる分野での参画・活躍をなお一層推進していく必要がある。

これらの趣旨を踏まえ、新しい条例を制定し今後の取組みを推進するため、条例に盛り込むべき考え方について検討を行うことを目的に、区民や区内関係団体の代表、有識者による下記の会議体を設置し開催した。

新しい条例は、今後の区におけるジェンダー平等に関する取組みの指針とし、誰もが自分らしく生きられる地域社会の実現を目指す。

1. 会議の名称

品川区ジェンダー平等の推進に関する検討委員会

2. 任期（設置・検討期間）

令和5年6月～令和5年12月（予定）

3. 委員構成

委員長1名、副委員長1名、委員8名（計10名）

※委員名簿は「別添資料1」のとおり。

4. 予算

1,164千円（委員報酬等）

5. 会議スケジュール（予定）

	開催月日	検討項目
第1回	令和5年 6月21日（水）	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状伝達 ・検討事項の諮問 ・委員紹介 ・検討委員会の開催予定 ・区の現状について ・条例の基本となる考え方について（別添資料2）
第2回	令和5年 7月26日（水）	<ul style="list-style-type: none"> ・条例の基本となる考え方について ・「各主体の役割」に関する考え方について ・「取組・推進体制」に関する考え方について
第3回	令和5年 8月30日（水）	<ul style="list-style-type: none"> ・条例に盛り込むべき考え方等の整理について
10月：パブリックコメント		
第4回	令和5年12月	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの結果報告 ・答申（案）について
第5回	令和5年12月	<ul style="list-style-type: none"> ・答申
令和6年第1回定例会への提案		

6. 第1回検討委員会（令和5年6月21日開催）における主な委員意見（要約）

【別添資料2】「条例に盛り込むべき考え方について」（たたき台）

- 個々の能力によってできること、できないことがあり、結果は違ってくるもの。ゆえに、平等ではなく「エクイティ（Equity）」である。エクイティとは、日本語では「公平」「公正」を意味する。
- 同じものを同じだけすべての人に提供するというよりも、環境の違いに配慮するということがこの条例の背景にあるのではないか。
- 「平等な参画機会の確保」とあるが、参画する機会は平等だから結果が伴わなくとも仕方ないと捉えられる。「参画機会」ではなく、「平等な参画」とすべき。
- 女性のエンパワメントの実現①～④の項目は、女性だけのエンパワメントでいいのだろうか。男性も自分らしくあるべきとか、家庭内での分担をどうするのかというのは、女性だけではどうにもならないところがある。
- アウトティングなどの差別的な発言の禁止について、きちんと条例で謳っていくことが大切だと考える。

【別添資料1】 品川区ジェンダー平等の推進に関する検討委員会 委員名簿

		氏名	団体等	備考
1	公募区民 (五十音順)	坂寄 実咲		
2		村田 丈一		
3	関係団体による 推薦からの	松尾 和英	東京人権擁護委員協議会品川区人権擁護委員会委員長	
4		橋本 久美子	東京商工会議所品川支部副会長	
5		中嶋 英雄	品川区立学校校長 (台場小学校校長)	
6	学識経験者 (五十音順)	大槻 奈巳	聖心女子大学現代教養学部教授	
7		川眞田 嘉壽子	立正大学法学部教授	委員長
8		谷生 俊美	放送局勤務	
9		寺崎 京	りべる総合法律事務所 弁護士	副委員長
10		松中 権	認定NPO法人グッド・エイジング・エールズ代表	

○事務局

	役職	氏名
1	総務部長	堀越 明 (事務局長)
2	人権啓発課長	加島 美弥子
3	商業・ものづくり課長	小林 徹
4	教育総合支援センター長	丸谷 大輔
5	人権啓発課男女共同参画担当	(庶務)

●ジェンダー平等の視点

- (1) ジェンダー平等とは
- ◆性別に関わらず、平等に責任や権利、機会を分かちあい、あらゆる物事を一緒に決めてゆくこと
(出典「みんなで目指す！SDGs×ジェンダー平等」,内閣府男女共同参画局)
 - ◆女性の所得向上・経済的自立に向けた取組の強化
 - ・男女が家事・育児等を分担し、ともにライフイベントとキャリア形成を両立できる環境づくり
 - ・仕事と健康の両立による就業継続の支援
 - ◆女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現
 - ・配偶者暴力（DV）、ハラスメントへの対策、生涯にわたる健康への支援 等
- (出典「女性版骨太の方針2023（女性活躍・男女共同参画の重点方針2023）（原案）概要」,男女共同参画会議,令和5年6月5日)
- ◆多様性、人権及び尊厳が尊重され、促進され、守られ、あらゆる人々が、性自認、性表現あるいは性的指向に関係なく、暴力や差別を受けることなく生き生きとした人生を享受することができる社会を実現する
(出典「G7広島首脳コミュニケ（2023年5月20日）」（仮訳）,外務省ホームページ)
- (2) ジェンダー平等を推進するための視点
- ◆ すべての人が、等しく責任、権利、機会を分かち合うこと。
 - ◆ 性別、性的指向、性自認（ジェンダーアイデンティティ）の多様性を認め合うこと。

「誰もが自分らしく」

●条例の基本となる考え方

- (1) 人権侵害の根絶
⇒ 配偶者暴力（DV）、ハラスメント、性別等を理由とした差別などの人権侵害が根絶されること。
- (2) 女性のエンパワメントの実現（女性の活躍への支援）
- ① 多様な生き方の選択
⇒ すべての人が、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度や慣行にとらわれることなく、その個性と能力を發揮し、自らの意志と責任において多様な生き方を選択できること。
 - ② 平等な参画機会の確保
⇒ すべての人が、性別等にかかわらず、社会の平等な構成員として、あらゆる分野の活動方針の立案および決定に平等に参画する機会が確保されること。
 - ③ 家庭生活と職場、学校、地域活動の調和
⇒ すべての人が、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と職場、学校、地域等における活動の調和のとれた生活を営むことができること。
 - ④ 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の尊重
⇒ すべての人が、妊娠、出産等の性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）を認め合い、生涯にわたり健康で自分らしい生き方を選択できること。
- (3) ジェンダーの平等と多様性を尊重する社会を支える教育
⇒ 学校教育、社会教育その他の教育の場において、ジェンダーの平等と多様性を尊重する社会を支える意識の形成およびメディア・リテラシーの育成に向けた取組みが行われること。
- (4) 性的指向や性自認（ジェンダーアイデンティティ）に起因する日常生活上の困難等の解消
⇒ すべての人々の性的指向や性自認に関する自己決定権が尊重され、性的指向や性自認を原因とした日常生活上の困難等が解消されること。
- (5) 国際社会・国内での取組みに対する理解・推進
⇒ 国際社会および国内におけるジェンダーの平等と多様性を尊重する社会に係る取組みを積極的に理解し、推進すること。

条例のもと、区として目指す姿

- すべての人が、性別、性的指向、性自認（ジェンダーアイデンティティ）にとらわれることなく、
- ・差別や暴力を受けない社会
 - ・多様な個人として尊重され、排除されることのない社会
 - ・自らの意志によって、社会のあらゆる分野に参画できる社会
 - ・その個性と能力を十分に發揮して、誰もが自分らしく生きられる社会